

慶長期の井伊直孝

―井伊家当主継承までの動向―

野田 浩子

はじめに

本稿は、徳川譜代筆頭として幕政で重責を担った彦根藩主井伊直孝の慶長年間の動向について明らかにすることを目的とする。直孝は幕府の諸制度が確立した將軍家光・家綱の代に大老の前身となる立場にあつて、体制構築に貢献した人物である^①。

直孝の父、井伊直政は徳川家康の筆頭家臣であつたが、慶長七年（二六〇二）二月に死去すると、その嫡子直継が十三歳で彦根藩十八万石を治める当主を継いだ。しかし、家臣間の対立や直継の能力不足により家中は安定せず、慶長十九年、大坂冬の陣に際して、それまで幕府に出仕していた直孝（直継の異母兄弟）が井伊家の軍勢を率いるよう幕府から命令が下り、翌年二月に当主に就く。この間の状況は『新修彦根市史』^②に叙述されているが、自治体史という性質上、近江以外にも所領をもつ井伊家全体、あるいは江戸を拠点とした直孝の動向は検討の余地がある。直孝の履歴は、一般に流布している内容は『寛政重修諸家譜』に依拠しているが、直孝の懷古談などをまとめた「戸塚道夢覚書」^③「石谷土入記」^④との間には齟齬が多く、再検討する必要がある。また、『新修彦根市史』^⑤刊行後、家老木俣に宛てた直孝書状がまとまって確認されており、これらの検討により新たな事実確認が期待できる。

そこで本稿では、出仕を開始した慶長八年から同十九年までの時期を対象として、直孝の履歴を再検討した上で、幕府や井伊本家との関わり、直孝家臣団の状況を分析する。直孝は当該時期のほとんどを江戸で過ごしていたが、本家との連絡は絶やさず、関係を保っていた。直孝の立場・行動を本家との関係性という点から見ていきたい。

直孝は譜代有力家の庶子として生まれたが、成人前に父が死去したため幕府内で地位を得るための有力な後ろ盾は不在であつた。そのような状況で幕府へ出仕し、この時代の働きが認められて井伊家当主に就く。当主就任前の動向を知ることはその人物を考える上で重要であろう。

ここで、井伊直孝の生い立ちを「戸塚道夢覚書」「石谷土入記」から概観しておく。直孝は天正十八年（一五九〇）に父井伊直政と母あこ（直政正室付侍女）の間に生まれた。母はその懷胎を知った直政正室の嫉妬のため御殿を出て出産し、直孝五歳の頃に父直政（当時、上野箕輪城主）に託された。父の指示で領内後閑村（現、群馬県安中市）の名主萩原図書へ預けられ、数年後、箕輪城下へ呼び寄せられて直政家臣の屋敷で暮らしたという。関ヶ原合戦後、直政は近江佐和山城主となるが、慶長七年に死去し、直孝と同年齢の嫡子直継（母は直政正室）が当主を継いだ。慶長八年、直孝は徳川家康に初御目見して出仕を開始する。

一 直孝履歴の再検討

1 出仕開始状況

直孝の幕府出仕後の履歴は「井伊家系譜」(市史二)⁽⁶⁾に次のように記される。本系譜は寛政年間に井伊家が作成して幕府へ提出したもので、『寛政重修諸家譜』直孝事項の主な情報源となっている。⁽⁷⁾

【史料1】

一、慶長八癸卯年、(徳川家康)権現様・(徳川秀忠)台徳院様江初而致御目見、権現様依上意、台徳院様江奉仕候、月日不詳、

一、慶長十乙巳年四月廿六日、叙従五位下、任掃部助、

一、慶長十三戊申年、御書院番頭被仰付、禄五千石致拝領候、月日不詳、

一、慶長十五庚戌年、大番頭被仰付、五千石御加増、於上州白井領地、都合壹万石致拝領、掃部頭与相改候、月日不詳、

一、慶長十八癸丑年、伏見御城番被仰付、御番宿を預り致勤番候、月日不詳、

直孝は慶長八年に徳川家康・秀忠父子へ初御目見し、家康の上意によつて秀忠付の家臣となつたと記す。まずこの出仕経緯を他の史料を用いて補足する。

「戸塚道夢覚書」には「御十四歳、慶長八癸卯、上州へ初而江戸へ御越、権現様・台徳院様へ御礼被仰上候」とあり、上州から江戸へ出て初御目見したとする。つまり、出府直前までの居住地は上野国内の井伊家領ということになる。初御目見の時期は、家康の居所⁽⁸⁾から慶長八年十一月以降に限定できる。また、「井伊年譜」⁽⁹⁾には、出府時に身の回りの道具や初召の甲冑が揃えられ、具足初めの儀式を執り行つたと記す。

慶長七年、直継体制当初の家分限帳(市史二三)では、直孝へ「直継公の御合力」五千石が与えられている。まもなく徳川へ出仕することを見越して、相応の知行が分与されたと思われる。

2 役職の変遷

直孝の役職就任は、史料1では慶長十三年に書院番頭、慶長十五年に大番頭とある。「戸塚道夢覚書」では、これらの記載に加えて慶長十年より書院番とも記す。

小池進氏⁽¹⁰⁾によると、書院番は、名称は別として、実質的な成立時期は慶長十年のことで、秀忠の將軍就任を契機に將軍周辺を護衛する直轄軍団が組織されたという。その構成員の出自の一つに「譜代(有力)家臣の子弟を家康または秀忠自らが召出して家臣とする」タイプがあり、その代表として板倉重宗や永井尚政が挙げられている。直孝もこのタイプにあてはまり、譜代家臣子弟の定番出仕コースを進んだといえる。慶長十年からの書院番とは、秀忠が將軍に就任したことによる体制上の変化であり、秀忠の御殿へ出仕する状況に変化はなかったとみられる。

一方、書院番頭就任に関しては、小池氏は書院番頭という役職の存在について否定的な考えを示している。書院番はまだ一名の番頭が組を統率する体制は取られておらず、部隊編成の都度、秀忠側近が組の統率を命じられたと推測できるという。直孝は組の統率を慶長十五年閏二月の三河田原の鹿狩で経験している。この鹿狩は秀忠が家臣を率いて三河田原へ出向き、三河・遠江の諸士約二万人を勢力として動員したもので、直孝は土井利勝とともに彼らを統率する勢力頭を務めている。⁽¹¹⁾軍事訓練の性格をもつ狩りで諸士を統率する役割が直孝に与えられていたことがわかる。書院番頭に就任した年次を慶長十三年とす

るのは、同年、秀忠は家康のいる駿府へ出向いており、その際に將軍周辺を護衛する部隊の統率を任されたことを表現したものではないだろうか。つまり、当時、ある組を常時統率する固定した役職は存在していなかったが、直孝は機会ごとに家臣を統率する役割を拝命しており、そのことが後世になり書院番頭就任と表現されたのであろう。

慶長十五年には大番頭に就任する。後述するとおり同年七月の一万石拝領と連動すると考えれば、同役就任も七月以降と推測できる。

大番はもともと徳川家康の身边を警護する旗本備として形成され、上洛する家康の身边と江戸城の警護を交代して務めた。慶長十年に將軍秀忠の親衛隊として書院番が新たに組織されると、大番は江戸城の警備、江戸市中の巡回、伏見城など遠隔地の城の在番を交代して務めた。つまり、直孝は大番頭就任により秀忠に近侍する務めから離れたことになる。書院番も大番も將軍直属の常備軍という点で同系統の職であるが、直孝にとって大番頭はそれ以前の務めとは大きく異なるものであった。

直孝が番頭を務めた組は、大番組が成立した天正十八年から存在していた六組の一つである。¹²前任の番頭水野忠胤は、慶長十四年、前年までの伏見在番中での番士統制不足などが罪に問われており、¹³直孝がその後任に就いたものである。慶長十八年には組に再び伏見在番の順番が回ってきた。七月十七日、直孝はもう一組の大番頭渡辺茂とともに伏見在番法度を授かり、¹⁴江戸を出立して伏見へ向かった。途中、七月二十六日には駿府で家康に御目見している。¹⁵

3 官位と通称

史料1には、直孝が初めて官位を授かったのは慶長十年四月二十六日のことで、従五位下掃部助に叙任されたと記す。これにより掃部助

と称し、慶長十五年には掃部頭へと改称したとある。

慶長十年四月二十六日の叙任は、その内容の口宣案が現存しており（市史七九・八〇）、内容そのものに疑念を差し挟む余地はないが、他の史料から補足できる点がある。この日付は徳川秀忠が伏見城で將軍宣下を受けた後、その御礼のため参内した日であり、直孝はその参内行列に「歩行諸大夫衆」として列している。¹⁶このとき同じ列に並んだ同輩の秀忠家臣もまともに同日付で従五位下を授かり諸大夫成した。その官位執奏に関わる文書が『勸修寺家文書』（京都大学総合博物館蔵）内にある。¹⁷それは、「今度諸大夫被成候覚」と題する、慶長十年四月二十六日付で秀忠年寄の酒井忠世が所司代板倉勝重に宛てた諸大夫成の交名であり、徳川家臣三十一名の官職が列記されている。

この文書で井伊直孝については

井伊兵三郎

今掃部大夫 藤原直孝

と記される。

これにより、直孝の任官前の通称が「兵三郎」であったことが判明する。「弁之介」という幼名は各種系譜に記されているが、兵三郎という名はこれまで知られていない。改称時期は特定できないが、元服の際につけられる仮名として、元服式を兼ねた具足初の儀式で名づけられた可能性が考えられる。

また、「今度諸大夫被成候覚」の記載により、幕府が執奏した直孝の官職は「掃部大夫」（「掃部寮」の大夫〔五位〕）であったが、実際にはそれと異なり、次官を意味する「助」を付けた「掃部助」が下されたことが判明する。また、本人の署名は、慶長十年段階では「井伊掃部太輔直孝」であったが（後掲史料2）、翌年以降は「掃部」または「掃部助」と、口宣案に沿った名を使うようになっていく。「太輔」に

も次官の意味があるため異称の範疇ではあるが、使用時期は重複しておらず、意図的な変更と思われる。

「掃部助」署名をもつ文書の下限は、確認できる限りでは慶長二十年三月である（市史二四）。このことから、「掃部頭」への改称時期は史料1が記す慶長十五年より後の時期となる。「井伊掃部頭」の表記がある文書としては、元和二年十二月二日付江戸幕府年寄連署奉書写（市史二一八）が管見の限りもともと古い。この間で「掃部頭」へと改称する契機としては、官位の昇進が考えられる。元和元年閏六月十九日に従四位下侍従へと昇進しており、このとき侍従の格にふさわしい「掃部頭」へ改称したと推測できる。

4 拝領地

史料1には、直孝が幕府から領地を拝領したのは慶長十三年の五千石が最初で、慶長十五年に五千石を増加されて、合計一万石を上州白井に拝領したと記す。ここでは拝領地の場所と年代について再検討する。

領地拝領年代については、「当代記」慶長十五年七月二十七日条に「伊井掃部 江州彦山、左近大輔別腹兄 壺万石」とあり、このとき領地高が一万石となったのは確実である。では、それ以前にも領地を拝領しているのか、諸史料を確認してみる。

『寛永諸家系図伝』では、慶長十五年に一万石拝領したとあり、慶長十三年に領地拝領があったという記述は存在しない。『寛永諸家系図伝』の情報源は寛永十八年の幕命で各大名が作成・提出した家譜である。領地拝領は將軍との関係を示す最重要項目であり、大名家が書き漏らすとは考えにくい。一方、「戸塚道夢覚書」「石谷土入記」は慶長十三年の書院番頭のときに一万石を拝領したと記す。両史料は個人

の回想を元にした記録であり、年代の記憶誤りが生じやすい。また、いずれにも五千石拝領という記載は存在しない。

五千石という記載の初出は、確認できた限りでは「井伊年譜」である。享保末年頃に成立した「井伊年譜」は彦根藩士功刀君章が編纂した井伊家の家譜で、各種史料の記述を編年して綱文をつける形式を取り、『寛永諸家系図伝』『戸塚道夢覚書』『石谷土入記』も引用されている。直孝の領地については、慶長十三年にも慶長十五年にも一万石拝領と記載する。その上で、慶長十三年の一万石に「一二此時五千石、後白井二 而 一万石ト云々、按ニ此時五千石カ」という注記が付されている。「井伊年譜」編者は、慶長十三年に五千石を拝領し、その後一万石へ増加された、という説を示し、その説の可能性が高いという判断を書き加えた。最初に拝領した年代は「戸塚道夢覚書」「石谷土入記」の所説を採用して慶長十三年とする折衷案といえよう。この説がその後も受け継がれて、「井伊家系譜」にそのまま載せられ、『寛政重修諸家譜』でも採用されたと考えられる。

また、領地の場所を「上州白井」とする点については、『寛政重修諸家譜』で「群馬郡白井領」とする。同郡白井とは、天正十八年に本多康重が城主となり、関ヶ原合戦後には松平康長が入った白井城（現、群馬県渋川市）のことである。しかし、他の史料で直孝所領名の表記をみると、「戸塚道夢覚書」では「上州かりやど」を「福島」と改称したとあり、「石谷土入記」は「上野国碓氷」と記す。また、彦根藩士の先祖由緒や出仕時の状況をまとめた「御侍中名寄先祖付帳」¹⁸には、直孝家臣の高橋与兵衛らは大坂出陣時に「上州の御知行所福島」で留守を守ったと記す。地元の自治体史¹⁹でも、直孝一万石の支配役所は福島に置かれていたとする。そのため、正しくは、陣屋は福島に置かれ、周辺の甘楽郡内に所領があったということになる。江戸時

代前期の井伊家では福島と認識されていたが、所領地名、拝領年代とも「井伊年譜」に記された誤伝が流布したということであろう。

福島は中山道の脇往還である下仁田道の宿駅であり、町場を形成していた。²⁰地元の伝承では、大字「殿町」に陣屋が築かれたという。また「かりやど」とは福島の旧宿地名「借宿」と推定できるという。²¹

一万石の領域は、次の領主の所領からある程度推測できる。直孝の彦根継承により福島一万石はその手を離れ、元和元年七月に織田信雄へ与えられた領地（大和三万石・上野二万石）の一部となる。上野の領地は翌年までに信雄の三男信良へ分知される。『群馬県史』によると、信良は直孝が役所を置いていた福島陣屋に借入居したということであり、直孝の所領一万石はおおよそ織田家の小幡藩二万石の中へ引き継がれたと考えられる。

5 部屋住みから分家創設へ

以上より、井伊直孝が本家を継承するまでの時期は、幕府から所領を得た慶長十五年を画期として二つに分けることができる。

慶長七年、出仕前より井伊本家の所領の中から「合力」として五千石を分与されていた直孝は、慶長八年、十四歳で幕府に出仕し、徳川秀忠に近侍した。譜代家臣の子弟が一般的にたどる進路である。その出仕のあり方は、実家から独立した存在ではなく部屋住みという立場にあり、この時期の直孝を、以後部屋住み時代と呼ぶことにする。²²

慶長十五年、二十一歳になった直孝は、幕府から一万石の所領を得ると、大番頭という役が課され、後述するように家臣団を形成している。本家とは別の独立した將軍家臣として出仕を開始したことになり、分家を創設したということもできる。部屋住み時代に対して、この時期は分家時代と区分できよう。

二 慶長期の井伊家中と直孝

1 不安定な井伊本家の概要

慶長十年代、井伊家では内紛が起り、体制が安定していなかったことが知られている。先行研究で示されるその概要は次のとおりである。慶長十年六月、河手良行・椋原正直らが鈴木重好の不正を訴える訴状を幕府へ提出し、家中を二分する対立が家康の耳に届く。それに対して、家康から井伊家へ付けられていた重臣木俣守勝が中立的対応をして内済となり、鈴木を追放することで一旦は決着した。七月十七日付で家臣一同が起請文を提出し（市史一〇九）、当主直継は木俣に宛てて、引き続き家中仕置を任せ、木俣へ意見を求める旨を記した三条にわたる「御書付」を出している（市史一一〇）。しかしこれで収束せず、慶長十二年二月には西郷重員と鈴木重辰（鈴木重好の跡継ぎ）の対立が幕府の知るところとなっていた。慶長十五年に木俣守勝が死去すると、駿府年寄衆は鈴木重辰と椋原正長（椋原正直の跡継ぎ）へ家中仕置を命じるが、直孝は守勝の跡継ぎである守安を仕置衆に入れるべきと彦根の老臣に持論を述べている（市史一二四）。

このような家臣の対立に加え、当主直継の統率力の欠如も家中が不安定であった要因といわれている。慶長十年の収束時、直継は十六歳と若年であったが、その後、守勝没後の体制でも直継の存在は見えてこず、幕府内では直継は「外様一円鈍なる」と認識されており、²³慶長十八年、直孝の伏見在番役拜命と入れ替わるように直継が関東へ下向し、関東での井伊家の領地である上州安中に居住したという。

大坂冬の陣に際して、幕府は直孝へ井伊家の軍勢を率いて出陣するよう命じ、陣後、直孝に彦根十五万石を、直継に安中三万石を継承させ、鈴木重辰ら譜代家臣の一部を直継付とした。

2 直孝書状にみる本家との関わり

このような彦根の家中が不安定な状況であった時期に直孝から彦根へ宛てた書状がまとまって確認された。本節では新出史料の紹介を兼ねて、そこから見えてくる家中の状況と、直孝の本家への関わり方を示す。

最初の書状は、慶長十年、起請文を交わして騒動が一段落した時期のものと推定できる。

【史料2】『木俣清左衛門家文書』三三五

猶々、爰許相替儀無之、將軍様御氣嫌能御座候条、可御心易候、又戸備後殿へ被遣候勘書預置申候、備後殿六郷（合田重忠）申所へ橋を被仰付候て留守之儀候条、帰宅次第相渡可申候、以上

態以脚力啓上候、仍其地静謐（井伊直繼）右近様御息災御座被成候哉、然者御家中之被仰事則和談罷成候由、拙者式迄満足仕候、疾以飛脚可申伸処ニ此方近年希成大水ニ付而路次不自由之儘遅々仕候、疎略之様罷過致迷惑候、将亦罷有時分者種々預御懇志誠ニ辱次第共難謝奉存候、自然爰元似合候儀共可被仰越候、毛頭不可疎意存候、猶委者期後音之時候、恐惶謹言

八月廿七日 井伊掃部太輔直孝（花押）
（慶長十年）

木俣土州様人々御中
（守勝）

直繼が右近大夫を称している期間（慶長八年二月～十一年五月）で、「其地静謐」とあり家中騒動が一段落した時期という点から、慶長十年と推定した。

本状は、家中騒動が「和談」となつたと知らせてきた木俣守勝からの書状の返信である。木俣からの報告に対して満足の意を述べている。木俣は家中騒動の経過を直孝へ説明していることが読み取れる。

この問題は幕府にも知られており、江戸城に出仕している直孝が知ら

ないでは済まされない問題であった。

次の書状は翌慶長十一年のものと推測できる。

【史料3】『木俣清左衛門家文書』一〇三

猶々、爰許相替儀無御座、將軍様一段御氣嫌目出度候間、可御心易候、このちの様子具清兵衛可申候条、不具候、以上

態令啓上候、仍其地無何事、殊ニ右近大夫様御息災珍重奉存候、爰元相替儀無御座候、昼夜江城御普請三昧之躰候、就中大御所様今十五日出御被成候、及承候者駿府ニ且御滞座之由候、其御心得可被成候、将亦拙者右近様江御訴訟候て清兵衛差遣候間、万事貴様御前ニ在之事候、様子安彦兵衛殿（安藤直次）可被仰候条可然様ニ被成御相談万事相調申様ニ奉頼存候、兎角貴殿御前可有御座候条、不能詳候、恐惶謹言

三月十六日 井伊掃部直孝（花押）
（慶長十一年）
木俣土州様人々御中
（守勝）

年代推定根拠は、直繼の通称と家康の居所（大御所様今十五日出御）である。

本状で直孝は、直繼へ「御訴訟」するために清兵衛なる者を彦根へ派遣すると伝えている。「様子安彦兵衛殿（安藤直次）可被仰候条」とあり、同時に安藤直次からの仰せも届けられるという。安藤は前年の幕府宛て訴状の宛先となつていた家康側近の一人であり、その後も井伊家の問題は彼が担当している。安藤から直繼へ何らかの意向が示されるにあたり、それを伝達し、納得させることが直孝に課されたため、それが滞りなく進むよう本状にて木俣へ依頼したと思われる。また、「万事貴様御前ニ在之事候」とあり、直繼の政務の場には木俣が常に出座してその決定を補佐していた実態が確認できる。これは、慶長十年七月の「御書付」に示された、守勝が直繼の政務判断を後見する行為の

ことと考えられる。

慶長十二年には、二月に西郷重員と鈴木重辰の対立が幕府に知られていたが、次の二通はその後の対応に関わる書状と考えられる。

【史料4】『木俣文書』東京大学史料編纂所蔵影写本)

猶々、其元相替儀も御座候ハ、御飛脚可被下候、節々如申入候、万事可申合候間、不御心置相当之御用意可被仰越候、我々も頼可存候、猶々宮内殿被掛御目て可被下候、頼入存候、尚重而可申置候、以上

又路次中少煩申候て、江城へも二三日以前二参着申候、則御前へ出仕申候て仕合能御座候而可御心安候、はや御床しき儀申候、書中二不存申候之ほとに御座候ハ、其元へ不入儀にて参候と今おもひしられ候、何事も懸御目可申入候、以上

態以飛脚令啓入候、仍其元御家中無何事 兵部様御息災ニ御座被成候哉、承度令存候、然者今度ハ長々逗留仕候処ニ不打破様々御馳走之処、余身忝次第無事斗候、申迄無之候へ共、御家中何も出来不申候様ニ御機遣共簡要ニ存候、扱又拙者身上之儀御次も候ハ、土州へ節々御物語御座候而可被下候、偏二頼存候、拙者別相固二候間、松下九兵衛・村宮内・西数馬・松十三・同助三被掛御目候て可被下候、又宗閑事罷下候節御託言申聞候間、今村小兵へ方へも申遣候間、御相談候て何様にも御前にて被召遣候様ニ御才定候て可被下候、何事も定而可申達候、恐惶謹言

十月晦日 井伊掃部助直孝(花押影)

木俣右京殿人々御中

【史料5】『木俣清左衛門家文書』三五六)

尚々、大御所様此方へ御下被成候、江戸へ者無御出、過二御鷹場河越へ御座被成候、頓而江戸も御成候由申廻候、又安中御

親子三人様ながら御息災ニ御座被成候間、御心安可思召候、何事も以面可申承候、以上

態以飛脚令啓達候、疾二も為御礼可申入候得共、路次中少煩候而四五日以前二爰元へ参着候間、延引申候、扱々今度者色々御馳走之段、余身忝次第、書状ニ御礼不得申候、殊從 兵部様様々御道具なと拝領仕、外聞実儀不浅忝奉存候、将又拙者身上之儀右如申合候何様二も貴様次第二御座候間、可然様ニ御才覚候て可給候、定頓而可為御下候間、以面委可申与存、早々申達候、恐惶謹言

十一月朔日 井伊掃部助直孝(花押)

木俣土佐守様人々御中

木俣守勝とその養子守安へ宛てた二通の書状である。二通とも江戸へ戻つて彦根逗留中の礼を述べており、同一年のものとわかる。家康の居所(十一月一日に江戸へ下向)と、「御親子三人様」(直政正室と二人の娘)の安中滞在という状況から、慶長十二年に比定できる。

この二通から、直孝は十月中頃まで彦根に長らく逗留していたことが判明する。「其元相替儀も御座候ハ、御飛脚可被下候」と変化があれば報告するよう求めており、直孝が彦根を離れると再度悪化する可能性があった。また、「御家中何も出来不申候様ニ」と良好な状態が続くことを望むと伝えている。直孝が彦根へ出向いた目的は明示されていないが、これらの文言から、彦根では家中対立が解決するよう尽力し、落着いたのを見届けて江戸へ帰ったと推測できる。同年六月十八日付で安藤直次が木俣守勝に宛てた書状(『木俣清左衛門家文書』三三四)に「鈴木主馬殿、むく原対馬殿と出入御座候由、爰許にて取沙汰御座候、実儀ニ御座候哉、様子具二承度候」とあり、安藤は鈴木と棕原の間での対立を聞き、その説明を木俣に求めていた。その報告を

受けた安藤が直孝を彦根に派遣した可能性がある。

また史料4には、「宗閑」から「詫言」を聞いたので、木保が臨席する直継の御前での裁定を依頼する文言もある。「宗閑」は井伊家家臣で、直継により理不尽な召し放ちがなされたため、その処分が取り消されて元の主従関係に戻すように直孝へ仲介を頼んだものと思われる。この後も、家臣の召し放ちと直孝への仲介依頼は続いており、相木伝十郎（慶長十五年）²⁶、宇津木泰繁（慶長十九年、市史三八）の事例が確認できる。直継が理不尽に家臣を召し放つ問題行動を繰り返して、直孝がその訴えの窓口となるという関係が慶長十二年段階から生じていたことが判明する。また、これらは木保の後見が及ばないところで直継が主従関係の解消を決定していることになり、直継は全面的に木保に従っていた訳ではなく、何らかの確執があったことを窺わせる。

慶長十二年に直孝が彦根入りした後しばらくは騒動に関する記述は確認できず、家中は落ち着いていたようである。慶長十三年には、伊賀上野城受取のため軍勢を出す役目を果たしている。

慶長十五年閏二月、將軍秀忠は三河田原で鹿狩を実施しており、直孝はそれに随行している。次の書状は、その道中、駿府滞在中に直孝が彦根の木保守勝へ宛てたものである。

【史料6】（『木保清左衛門家文書』三五九）

猶々、先度色々具之物共早々被下忝存候、以上

追^而申候、先度之御状ニ田原迄鈴木主馬殿御下可有之由被仰候、則安帯刀殿・阿備中殿ニ承候へハ、同者^{（井伊直継）}兵部様爰元までも御見

舞被成御尤ニ^而候由被仰候、乍去爰元迄ハ程遠も候間、田原までハ御出候へかしと被仰候、乍去御煩氣之由申候へハ、さてハ罷成ましき由御両所なから被仰候、兵部様御煩ニ^而候ハ、貴様御下候へかしと備中殿被仰候間、其方うてはれ煩申候由物語申候へ

ハ、左様ニも候ハ、主馬殿御下御尤之由備中殿被仰候事、未田原

へ御成之日限ハ知不申候、定日さたまり次第以飛脚可申候、大方ニ^而候ハ、貴様御下御尤かと存候、西国中国今も節々は迄進物上申候、其義御心得何ニても細々御上可被成事

一、我等身上之儀、何共未帯刀殿も御とりあひ無之候、此度之儀二候間、貴様御才覚候て可給候、何様ニも頼存候、恐惶謹言

慶長十五年
閏二月五日 井掃部直孝（花押）

木保土佐守様人々御中

この鹿狩では、近国の城主に將軍秀忠の滞在地へ下向するよう命令が下っており、桑名城主の本多忠勝は田原の狩場へ来謁して狩りを見物している（『寛永諸家系図伝』）。

直継へも三河下向が命じられたが、井伊家では直継は「御煩」のため参上できず、名代として鈴木重辰を田原へ下向させる方針を決め、それを了承させる交渉を直孝へ託した。本状は、それを受けて直孝が安藤直次・阿部正次と交渉した成果を報告したものである。安藤らは、直継の「煩氣」を承知し、その名代として木保守勝の下向を求めたが、直孝が木保の病状を伝えると、鈴木の下向が了承された。幕府の要求（直継または木保守勝の下向）に対して実行できない理由を説明し、代替案（鈴木重辰の下向）を了承させるという交渉を直孝が担っていたことが読み取れる。

鹿狩の終了後、直孝は一度彦根に戻ることを望んでいたが、暇は認められず、將軍に随行して江戸へ戻った。²⁷彦根行きを希望した理由は次の書状から推測できる。

【史料7】（『木保清左衛門家文書』三五八）

猶々、身上之儀^者何様ニも御肝煎候て可給候、偏ニ頼入申候、以上

一書令啓達候、仍（安藤直次）先度我等身上之儀帶刀へ被仰越候由、扱々忝存候、今度於爰許我等も帶（本多正信）へ節々申候得共、何共落着不申候て迷惑仕候、貴様（本多正信）本佐・安帯へ幾度も懇比ニ被仰入可給候、偏ニ頼存候、又此方之御供仕、長々旅仕候事、御推量可被成候、乍去終ニ御法度ニも背不申、御前能御奉公申上候間、可御心安候、将又縁辺之儀も被仰出候（慶長十五年）而過分ニハ存候へ共、身上不罷成候へハ迷惑仕候、兎角 御諚ニ候へハいと申儀不罷成候間、我等ハ不存候、貴様頼申候、何事も定（慶長十五年）而可申入候、恐惶謹言

三月朔日 井掃部助直孝（花押）

（本侯守勝）
木土佐守様人々御中

慶長十五年七月に死去する木侯守勝の存命中であり、「此方之御供仕、長々旅仕候」とあるのが三河田原への随行と考えられるため、慶長十五年と年代推定した。本状で直孝は、「我等身上之儀」の望みが叶うよう木侯から安藤直次や本多正信へ申し入れてほしいと伝えている（その内容は次章で検討する）。この件の依頼は慶長十二年の書状（史料4・5）以来繰り返し返されている。当時守勝は死の床に就いており、直接対面しておきたかったのかもしれない。さらに、想像をたくましくするなら、守勝没後の家中体制について相談する目的もあったかもしれない。

実際、守勝が死去すると、鈴木重辰と椋原正長が家中仕置をするようにという駿府年寄衆の指示があり、直孝はそこに守勝の跡継ぎである木侯守安が入っていないと井伊家老臣の和田浄閑へ不満を述べている（市史一一四）。ただ、その二十日後には、安藤直次は守安への書状で、直継に「無沙汰」「分別ちがい」があれば安藤の方へ知らせ、直継へ「異見」するように、と伝えている（市史一一五）。これは、先の駿府年寄衆の指示に追加して、直継へ意見を述べる役割を守安に与え

るという趣旨ではないだろうか。直継へ意見する役割は、慶長十年の直継「御書付」で守勝へ任せるとした後見そのものである。これより、直孝の不満とは、直継後見を守安へ継承させることが幕府から明示されていなかった点にあると考えられ、それは安藤からの書状で解決されたことになる。

3 本家への関与状況

前節の実情をふまえ、直孝は本家のどのような問題に対して関与していたのか、その関係性を考える。

この時期に江戸で出仕している庶子と本家との関係について、野口朋隆氏による佐賀鍋島家の分析がある。²⁸ 当主二男の鍋島忠茂は慶長六年に家康・秀忠に初御目見した上で秀忠小姓として出仕している。外様・譜代の違いはあるものの、江戸での立場は直孝と重なる。野口氏によると、忠茂ら江戸に滞在する庶子の活動は、①幕府との交渉、②国許への情報伝達、③本家の名代（後見）が確認でき、本分家をあわせた枠組みから離れたわけではないという。

直孝にもこれらの活動が確認できる。①幕府との交渉は史料6、②国許への情報伝達は各書状に含まれている。ただ、鍋島家の場合、江戸にいる庶子は直接当主と書状を交わしていたが、直孝の場合、木侯ら重臣へ伝えている。それは、木侯が後見しているための措置であろう。また、直継への「訴訟」（史料3）、家臣改易再考依頼（史料4）など、直孝から当主へ意見する行為も後見の木侯を介して行っている。

直孝から本家へ働きかけた内容は、家中対立の他は、将軍への参向問題など当主の行動に関わるもの、主従関係に関わる直継の判断に対する意見、直継後見を務める木侯の後任問題と、当主に関わる事項に限られていた。家中対立についても次のように考えれば当主後見問題

の範疇に入ると考えられる。

家中対立の要因は、『新修彦根市史』では軍事力で優位に立つ鈴木の「我意に任せた行動」や、直継の家中をまとめる統率力の欠如が挙げられている。確かに、慶長十年六月の訴状では財政面・人事面での「依怙」が鈴木の不正として挙げられている。ただ、これは鈴木を批判する側からの主張である。また、約四割の家臣が鈴木に味方しており、鈴木個人を批判して済む問題ではないだろう。

鈴木重好は、父の代より井伊谷の国衆であった井伊氏の有力同心の一人であり、関ヶ原合戦後には井伊家の軍勢を率いて土佐長宗我部処分に向かっている。鈴木は直政の従兄弟という関係でもあり（母同士が姉妹）、軍事面で直政の代理を務められる存在であった。鈴木に味方した者には、菅沼・奥山・小野・松居といった戦国時代より井伊家とつながりのある家がまとまって含まれる。それに対して木俣や棕原・西郷は家康から直政へ付属された者であり、木俣は政務全般、西郷は所領統治と、各種政務運営を分担していた。つまり問題の根底には、井伊家譜代と徳川から付属された者という出自、あるいは軍事と政務という職務の違いから生じる構造的な対立が存在したといえるのではないだろうか。

騒動の解決にあわせて直継「御書付」が下され、木俣へ当主後見を任せることが確認された経緯をふまえると、対立の要因には当主の決定権を誰が代行するかという問題が存在したのではないかと考えられる。鈴木重好の「不正」とは、当主直継が下すべき決定を親族である重好が代行したため、それを他の重臣、特に徳川から付属された者たちから独断だと批判されたものではないだろうか。

慶長十年、最初の騒動の段階では、直孝はその経緯の報告を受けた程度で、解決に向けて積極的に関与していた訳ではなかった。ところ

が、慶長十二年になると、幕府側（安藤直次）の意を彦根へ取り次ぐ役割を果たしている。これ以降、本家の問題に関与した。関与した内容は幕府への出仕、家臣との主従関係、後見問題といった当主に属する行為に限定している。本家への関与は当主親族としての立場によるということが直孝の行動から見えてくる。

三 上野福島一万石の領主

1 「身上之儀」願い

直孝は慶長十二年から十五年まで繰り返した「我等身上之儀」を叶えたいと木俣守勝に依頼している。史料7には、安藤直次・本多正信といった家康・秀忠それぞれの側近へ申し入れるよう願う文言もある。その実態は明記されていないが、「身上」つまり身分・地位の上昇を願ったということである。慶長十五年に新知一万石を拝領し、大番頭を拝命したのはこの願いの結果とみることができる。

ただ、「身上之儀」願いとは、必ずしも新知拝領だけではなく、別の形もあり得たかもしれないということを指摘したい。

関ヶ原合戦後の井伊直政の所領は近江十五万石と上野三万石の二か所にあった。上野は高崎十二万石の一部が残されたもので、安中を拠点とした。これと同様の所領配分は本多忠勝にもみられる。関ヶ原合戦で直政と双璧をなす活躍を見せた本多忠勝は、本人分の伊勢桑名十萬石に加え、二男忠朝へは従来からの大多喜十萬石のうち五萬石が与えられた。両家とも、家全体でみると本拠は上方近くに移したが、関東の所領も一部を残したことになる。ただ、井伊は本多と異なり、まだ二男が幼少であり、分家させて関東の所領を任せられる状態ではなかった。このような本多との類似性から、直孝の成人後には上野の所

領を与えて分家させようという構想が直政生前にあったのではないかと推測できる。

この構想通りに進めるなら、分家時に上野三万石を分知させたことであろう。しかし、佐和山入封後の井伊家家臣は各人とも近江・上野両国から知行を得ており（市史二二四・二六一・二六二）、家を分けるなら全面的な知行替えを要するため、容易ではない。最初の依頼から新知拝領まで数年間を要したのは、安中三万石の分家が困難なため、別の方法を検討していたためではないだろうか。

2 近江の知行地返納

幕府から一万石を拝領したことにより、それまで井伊家から分与されていた五千石は返納されている。知行地返納に関わり、彦根にいる井伊家家臣大久保新右衛門に宛てた直孝書状が三通確認できる。

【史料8】（『中村不能齋採集文書』東京大学史料編纂所蔵写本三五〇）

乍御返書御状披見申候、其元何事無之^而珍重不過之候、然^者何も
分御状給候、則御返事申候、能様二頼存候、自然飛脚をも可被下
と被仰候人御座候^者、必々御無用之由にて貴様御留可給候、遠路
二候て還^而迷惑致候、尚又其元知行方之儀能様二頼存候、爰元之
知行所も大方成由承候間、御満足可有候、委可申入候へ共近日
^{（岡本）}
岡半介御上可有候間、其節可申述候、恐々謹言

十月八日 井掃部直孝花押

^{（大久保）}
大新右衛門殿御報

井伊家から分与されていた知行地は、愛知郡本庄村・坂田郡多良村など近江国内にあり、直孝は中村太郎右衛門を代官として支配させていた（市史二三三）。上州に領地を得ると、その支配を中村に任せることにしており、本状は中村の代わりに近江知行地の所務を大久保に依

頼したものである。上州に所領を得た慶長十五年以降で、次の史料9・10以前と考えられるので、年代は慶長十五年または十六年と推定できる。

【史料9】（『中村不能齋採集文書』三四九）

尚々、万事頼申候く、以上

一書申入候、其許無何事候哉、承度候、然^者其地之知行之儀、弥貴殿次第二頼存候間、御六ヶ敷候共被入念候て被仰付可給候、從当年五千石ながら蔵入二仕候間、万事米払方以下迄能々御改、御申付頼申候く、米当年中二皆々払候^而能候ハ、早々被仰付、金子小判二仕下候様二被仰付、暮二兵部様御服持罷下候仁二御下頼存候、恐々謹言

^{（慶長十七年）}
十月三日 井掃部直孝花押

大久保新右衛門殿人々御中

【史料10】（『中村不能齋採集文書』三四八）

猶々、此中馬金子廿まいにてかい候、少見せ申度候、以上

御状具披見申候、其地無何事、兵部様^{（井伊直繼）}・清須様御息災二御座被成候由、目出度令存候、次茶壺二ツ慥請取申候、御中間御借候儀、兩年寄へ御心得頼入存候、又当物成之儀、年内二納切、金子二壳立申候様二兩人二急度御申付可給候、又太郎右衛門煩之儀、^{（中村）}弥無油断養生申候様二御申付頼入存候、何事も重^而可申入候条、不能詳候、恐々謹言

^{（慶長十七年）}
十月廿八日 井掃部直孝花押

^{（大久保）}
大新右衛門殿御報

二通とも近江の知行地を任せていた大久保へ、当年の物成は売り払って金子に替え、直孝のもとへ届けるよう指示している。内容が共通しており、中村太郎右衛門は慶長十八年一月に死去する点から、い

ずれも慶長十七年のものと判断した。

これら三通より、近江の知行地を返納するまでの様子が判明する。十六年までは直孝の支配下にあった領地は十七年分から蔵入となり、本家へ戻すことになった。同年分は直孝が収納して本家へ納めることになる。その手続きのため、直孝は大久保へ十七年分の物成を金子に替えて江戸にいる自身のもとへ届けさせた。彦根で納めるのではなくあえて江戸まで届けさせた理由は明確ではないが、史料9に同年暮れに直継の衣類が関東へ運ばれるとの記載があることから、直継本人もその頃までに下向する予定があることが判明し、江戸で直継へ直接渡そうとしたのであろうか。

慶長七年から分与されていた直孝知行地の返納は、最終年分の取り扱いも含めて直孝が直接指示し、完了させたことがこれらの書状から読み取れる。

3 家臣団編制

直孝は分家時代に家臣団組織を整えている。慶長十八年、伏見へ召し連れた供衆の書出（市史一六三）には、騎馬衆・歩行衆あわせて七十六人、在郷支配・代官ら十二人が列記されている。その組織は、二人の家老のもと、騎馬武者四十騎または五十騎、歩行衆二十人、足軽隊三組で構成されている。

家臣の中核をなす騎馬衆のうち出身地や出仕経緯が判明する者を表1に示した。部屋住み時代以来の家臣は数名のみで、ほとんどは所領一万石拝領後に召し出されている。伏見在番にあわせて召し出された者も多い。家老として迎えた叔父（実母の弟）印具徳右衛門もそのような履歴をもつ。

家臣雇用のルートをみると、①井伊本家家臣やその親族、つまり本

家ゆかりの者と、②直孝が独自に登用した者に大別できる。前者の代表としては、重臣鈴木家の一族、鈴木甚太夫父子がいる。人数が多いのは後者で、地元上州の出身者が多い。

足軽については、木田余右馬助組足軽二十人の奉公人請状が現存しており、その出身地や雇用日が判明する。請人の居所が福島・下仁田・安中などと記されることから、足軽の出身地は福島やその周辺と判明する。また、請状の日付はもともとも早いもので慶長十七年十月二十五日であるが、十八年四月が八通、五〇七月も七通あり、七月の伏見出發に向けて急ぎ集められたことがわかる。

分家後、特に伏見出發までに直孝家臣団は整備されたが、新規の職務を遂行するにあたり、本家にも頼っている。中間を借用したいと本家年寄に頼み（史料10）、伏見到着時の宿割を本家家臣の河北庄兵衛へ依頼している（市史三三九）。本家からの助力は今回が初めてではなく、慶長十五年の田原鹿狩の時には道具を借用していた。家臣団の規模が小さく、その整備もまだ不十分な直孝は本家の協力を得て課役を果たした。

おわりに

以上、本稿で明らかにしたことをまとめておきたい。

井伊直孝の井伊家当主就任前の出仕のあり方は、慶長十五年を境に二分できる。慶長八年からは部屋住みとして出仕しており、徳川秀忠に近侍してその御殿に詰めた。のちの書院番に相当する役である。慶長十五年、二十一歳となると、幕府から上野福島一万石の所領を与えられて、大番頭を務めた。役を務められる年齢に達し、分家を立てたと位置づけられる。慶長十八年からは、大番頭の職務の一環として伏

表1 井伊直孝家臣（騎馬衆）一覧

役職	人名	出自・召出経緯
家老	印具徳右衛門 内山十郎右衛門	直孝叔父、伏見在番前に松平周防守より貰う 信濃内山出身
足輕大将	後藤左近 木田余右馬助 竹原内膳	常陸国宍戸出身 駿河衆、家康から直政へ付属
	増田治右衛門 横内平右衛門 中村内記 中村太郎兵衛 本城織部 相馬彦右衛門 八木原太郎右衛門 藤嶋頼母 高橋長四郎 荻原兵介 岡本半右衛門 鈴木甚太夫 山本勘左衛門 鈴木治部左衛門 中嶋平太夫 藤田平右衛門 磯貝長左衛門 山県小兵衛 真壁五左衛門 鬼形六兵衛 高橋次郎左衛門 大久保忠兵衛 増田次郎左衛門 (21人	父増田縫殿介は上杉謙信旧臣、直孝小姓として召出 駿河出身 中村太郎右衛門二男、部屋住み時代より近習 中村太郎右衛門長男、父は木俣と由緒あり直孝領支配 山城出身、慶長17年召出 下総千葉出身、部屋住み時代に武蔵芝海禪寺で召出 武田旧臣、上州八木原出身、伏見在番時に召出 上州後閑出身 上州出身、慶長17年に召出 上州出身 上州岡本出身、直政時代に召出 鈴木重好甥、慶長16年新知200石 上州後閑出身、父が直孝後閑在住時に奉公 鈴木甚太夫子 父は武田牢人、上州中後閑出身、部屋住み時代に召出 上州出身、直孝分家時代に召出 上州にて召出 武田臣山県三郎兵衛孫、伏見在番時に召出 常陸真壁出身、伏見在番時に召出 上州後閑出身、藤嶋頼母兄 高橋長四郎弟、伏見在番時は上州屋形の留守を預かる 下野出身 上杉謙信旧臣増田縫殿介の惣領、高崎城下居住 不詳)

* 人名・役職は「伏見城在番ニ付召連れの供衆書出」（市史163）記載のもの。これに『彦根藩史料叢書 侍中由緒帳』（彦根城博物館）・「貞享異譜」（彦根城博物館蔵）より出自・召出経緯を加えた。

見城在番役を務めた。ただ、一万石拝領は容易に実現したわけではなく、数年にわたり願いを伝え続け、また、その才覚が周囲に認められるよう尽力した結果、叶ったものといえる。

井伊本家との関係では、当主の職務・権限のうち対幕府、対家臣の部分で直孝が関与していることが確認できる。在江戸の当主近親者と

して幕府周辺の情報を本家へ伝え、幕府と交渉した。当時、井伊家中で生じていた家中騒動との関わりでは、幕府の意向を受けて彦根に赴き、その収束に尽力している。ただ、当主直継の政務は重臣木俣守勝が後見しており、直孝からの伝達・相談相手は木俣であった。また、家臣の改易・処罰に対する申し立てといった人事問題でも、本人からの訴えを受けた直孝はそれを木俣へ取り次いでおり、木俣が後見する体制の中で直孝は当主の政務に協力していたといえる。

慶長十九年十月、大坂城への出陣が決定すると、直孝は井伊家の大将として出陣するよう幕命を受けた。その理由は、「井伊家系譜」では直継の「病身」とされたが、実態は直継の統率能力欠如にあったというのがこれまでの見解である。ここに安中領独立問題も絡んでいたのではないだろうか。

井伊直政の所領は近江十五万石と上野三万石の二か所に分かれており、直政は二人の息子に分割して相続させようとしていたと推測できる。上野三万石（安中領）は中山道の碓氷峠と三国街道の空ヶ橋関所を含み、それぞれ信濃・越後方面から関東平野への入口という要衝に位置する。このような軍事上の重要性から、幕府は大坂陣の戦時下に二家分割を断行し、安中領の警固に従事する家を独立させたのではないだろうか。そのように考えれば、直継の能力問題の有無によらず、

直孝はいずれ直政の所領と家臣の一部を受け継ぐことになったはずである。ただ、当初構想と異なり直孝に彦根が与えられたのは、直継の問題もあるが、何よりも出仕以来の直孝自身の働きが認められた結果ということができよう。

注

- (1) 井伊直孝の井伊家当主就任以降の動向は、野田浩子『家からみる江戸大名井伊家―彦根藩―』（吉川弘文館、二〇一三年）。
- (2) 『新修彦根市史』二、通史編近世（彦根市、二〇〇八年）。
- (3) 幼少期に直孝の小姓を務めた彦根藩士戸塚正鐘（道夢は隱居名）による直孝の言行録。本稿では『木俣清左衛門家文書』（彦根城博物館蔵）二二八を用いた。
- (4) 旗本石谷貞清（土入は号）による直孝の言行録。「井伊直孝公御咄覚書」「石谷翁物語」などの別書名をもつ。本稿では東京大学史料編纂所蔵写本（四一四四―四五五、同所蔵史料目録データベースにて閲覧）を用いた。
- (5) 『木俣清左衛門家文書』のうち。同文書は二〇一三年、彦根城博物館企画展「新収蔵記念 彦根藩筆頭家老・木俣清左衛門家資料」で初めて紹介された。
- (6) 『新修彦根市史』六、史料編近世一（二〇〇二年）に所収する史料を以下、市史＋史料番号で表記する。
- (7) 各種井伊家系譜類の編纂過程および特質は野田浩子「彦根藩による井伊家系譜の編纂」（『彦根城博物館研究紀要』八、一九九七年）。
- (8) 徳川家康・秀忠の居所は藤井讓治編『織豊期主要人物居所集成』（思文閣出版、増補第三版、二〇二四年）による。
- (9) 『井伊家伝来典籍』D七七。
- (10) 小池進『江戸幕府直轄軍団の形成』（吉川弘文館、二〇〇一年）第一部第一章。
- (11) 『朝野旧聞哀藁』（汲古書院）慶長十五年閏二月十七日条。
- (12) 前掲注（10）小池著書、三五頁表。
- (13) 『当代記』（『史籍雑纂』）慶長十四年九月晦日条、十月十六日条。
- (14) 『大日本史料』十二編十一、慶長十八年七月十七日条。

- (15) 「駿府記」（『史籍雑纂』）。
- (16) 「慶長十年参内行列記」（国立公文書館蔵、一五三一―一四四）。
- (17) 藤井讓治「慶長期武家官位に関する四つの『寄書』」（『日本史研究』四三、一九九八年）にて史料紹介されている。木下聡『豊臣期武家口宣案集』（東京堂出版、二〇一七年）にも所収。
- (18) 『木俣清左衛門家文書』二九〇。
- (19) 『甘楽町史』（群馬県甘楽町、一九七九年）、『群馬県史』通史編四（群馬県、一九九〇年）。
- (20) 『歴史の道調査報告書 下仁田道』（群馬県教育委員会、一九八一年）。
- (21) 関口進「甘楽町地名考」（私家版、二〇〇一年）。近世の上福島村に「借宿山宝幢寺」があったとの記録があり、その山号から「借宿」という旧地名が推定できるとする。
- (22) 部屋住み、分家の出仕のあり方については、野口朋隆『近世分家大名論―佐賀藩の政治構造と幕藩関係―』（吉川弘文館、二〇一一年）による。
- (23) 『新修彦根市史』（前掲注（2））、小宮山敏和「近世初期における譜代大名『家中』の成立―井伊家を事例として―」（『譜代大名の創出と幕藩体制』吉川弘文館、二〇一五年）。
- (24) 「当代記」慶長十九年十二月四日条。
- (25) 直政正室は慶長十二年三月に関東へ下向し、安中に居住している（『当代記』慶長十二年三月五日条。同月、松平忠吉が死去しておりその正室（直政長女）とともに安中を居所としたと考えられる。二女は慶長十四年、伊達秀宗との婚姻のため井伊家を離れることになる）。
- (26) 稲富一夢書状（慶長十五年十月二十三日付、『大日本古文書 浅野家文書』一五二）。
- (27) 閏二月二十九日付直孝書状（市史二六三）。「其元へ可罷上候へ共、御暇申上候事不罷成候而無其儀、江戸へ罷下候」とある。
- (28) 前掲注（22）野口著書。
- (29) 松浦智博「資料紹介 慶長十八年『御同心二十人手形』」（『彦根城博物館研究紀要』二六、二〇一六年）。
- (30) 井伊直孝書状（慶長十五年閏二月二十四日付、木俣守勝宛、『大日本史料』十二編十一）に「今度者御道具共御借被成忝存候」とある。

（本学授業担当講師）